

大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準（皇居周辺地域における景観誘導区域）
に対する措置状況説明書

（A区域）

○大手町・丸の内・有楽町・日比谷地区

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 歴史・文化を生かし首都の風格を際立たせる	
	地区内に残る歴史的建造物の維持・保全に努めるとともに、その周辺ではこれらとの調和に配慮する。 記載欄
	日比谷通り等では、歴史的に継承されてきた31m程度の軒線の連続性確保により表情線を形成するとともに、高層部の壁面後退距離の確保に配慮する。 記載欄
(2) 皇居の緑や水辺と調和した眺望景観を保全する	
	皇居周辺の水と緑と一体となった空間の広がりや眺望確保を図るとともに、地区全体のスカイラインのまとまりや調和に配慮する。 記載欄
	濠、緑、石垣等から構成される特色ある眺望景観を保全するため、眺望点からの見え方に配慮する。 記載欄
(3) 国の中枢を形創る	
	我が国を代表するビジネス拠点としての先端性かつ成熟性を表出するデザインに配慮する。 記載欄
(4) 優れたデザインで首都の顔づくりに貢献する	
	首都の風格にふさわしい質の高い建築物・外構のデザインに配慮する。 記載欄
	首都の顔づくりにふさわしい、風格と落ち着きのある魅力的な夜間景観の創出に配慮する。 記載欄
	建築物等の3階を超える部分又は地盤面からの高さが10m以上の部分に設置する広告物については、皇居周辺の落ち着きのある景観を阻害しないよう、特段の配慮をする。 記載欄
(5) 場所ごとの街並みの連続性、一体性を充実させる	

<p>首都の風格形成に資するランドスケープデザインにより、緑の連続的なつながりに配慮する。 記載欄</p>
<p>丸の内・有楽町周辺では、高層部を道路境界から後退させ、低層部の既存の軒線の連続性を保全・継承する。 記載欄</p>

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

○霞が関地区

<p>当該行為における景観形成に関する考え方</p>	
<p>記載欄</p>	
<p>(1) 歴史・文化を生かし首都の風格を際立たせる</p>	
<p>国会議事堂、最高裁判所、桜田門をアイストップとする景観を形成する。 記載欄</p>	
<p>国会議事堂、法務省旧本館などの歴史的建築物と調和した意匠・形態に配慮する。 記載欄</p>	
<p>(2) 皇居の緑や水辺と調和した眺望景観を保全する</p>	
<p>内堀通り沿いの建築物は、連続的に変化する眺望に配慮した配置、高さ、形態とする。 記載欄</p>	
<p>濠、緑、石垣等から構成される特色ある眺望景観を保全するため、眺望点からの見え方に配慮する。 記載欄</p>	
<p>二重橋交差点周辺の眺望点から伏見櫓方面の眺望を阻害しないようにする。 記載欄</p>	

(3) 国の中枢を形創る	
	国の中枢機能を担う建築物に対して、危機管理の観点から周辺建築物の窓等が直接面しないよう、高層部の配置、形態に配慮する。 記載欄
	わが国の中枢機能を担う地区にふさわしい、建築物群のまとまりに配慮した景観形成を図るとともに、重厚で風格ある景観形成に資する建築物のデザインに配慮する。 記載欄
(4) 優れたデザインで首都の顔づくりに貢献する	
	首都の風格にふさわしい質の高い建築物・外構のデザインに配慮する。 記載欄
	首都の顔づくりにふさわしい、風格と落ち着きのある魅力的な夜間景観の創出に配慮する。 記載欄
	建築物頂部に位置するアンテナは、皇居周辺地域の水と緑の自然環境や周辺建築物と調和した形態・意匠に配慮する。 記載欄
	建築物等の3階を超える部分又は地盤面からの高さが10m以上の部分に設置する広告物については、皇居周辺の落ち着きのある景観を阻害しないよう、特段の配慮をする。 記載欄
(5) 場所ごとの街並みの連続性、一体性を充実させる	
	首都の風格形成に資するランドスケープデザインにより、緑の連続的なつながりに配慮する。 記載欄
	旧美観地区の最高高さに基づいてスカイラインが形成されている桜田通り等では、歴史性のある街並みを保全・継承する。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

○九段下地区

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 歴史・文化を生かし首都の風格を際立たせる	
	平川橋、田安門等の歴史的建造物を地域のランドマークとして保全するため、濠沿い等の連続的な眺望点からの見え方に配慮する。 記載欄
(2) 皇居の緑や水辺と調和した眺望景観を保全する	
	内濠に隣接する区域では、歩行者等の眺めの対象となることを十分に意識し、見通しの確保に配慮する。 記載欄
	濠、緑、石垣等から構成される特色ある眺望景観を保全するため、眺望点からの見え方に配慮する。 記載欄
(3) 国の中枢を形創る	
	内濠近傍では、地形、緑、水等との調和に留意し、建築物の配置や規模等について十分な配慮を行う。 記載欄
(4) 優れたデザインで首都の顔づくりに貢献する	
	首都の風格にふさわしい質の高い建築物・外構のデザインに配慮する。 記載欄
	建築物等の3階を超える部分又は地盤面からの高さが10m以上の部分に設置する広告物については、皇居周辺の落ち着いた景観を阻害しないよう、特段の配慮をする。 記載欄
(5) 場所ごとの街並みの連続性、一体性を充実させる	
	内濠に隣接する区域においては、内濠側に連続的に広がる開放的な空間を確保する。 記載欄
	緑化にあたっては、周囲の景観を阻害しないよう地区の植生に調和した樹種を選定するとともに、北の丸公園を中心に緑の連続的なつながりに配慮する。 記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

○千鳥ヶ淵地区

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 歴史・文化を生かし首都の風格を際立たせる	
	半蔵門を地域のランドマークとして皇居への玄関口にふさわしい空間づくりに配慮する。 記載欄
(2) 皇居の緑や水辺と調和した眺望景観を保全する	
	二重橋交差点周辺の眺望点から伏見櫓方面の眺望を阻害しないようにする。 記載欄
	国会前交差点周辺から半蔵門を見上げる濠端の眺望を阻害しないようにする。 記載欄
	濠、緑、石垣等から構成される特色ある眺望景観を保全するため、眺望点からの見え方に配慮する。 記載欄
(3) 国の中枢を形創る	
	内濠近傍では、地形、緑、水等との調和に留意し、建築物の配置や規模等について十分な配慮を行う。 記載欄
(4) 優れたデザインで首都の顔づくりに貢献する	
	首都の風格にふさわしい質の高い建築物・外構のデザインに配慮する。 記載欄

建築物等の3階を超える部分又は地盤面からの高さが10m以上の部分に設置する広告物については、皇居周辺の落ち着いた景観を阻害しないよう、特段の配慮をする。

記載欄

(5) 場所ごとの街並みの連続性、一体性を充実させる

千鳥ヶ淵交差点周辺から靖国神社の鳥居に向かうビスタ景を維持・保全するとともに、沿道建築物の統一性に配慮する。

記載欄

緑化にあたっては、周囲の景観を阻害しないよう地区の植生に調和した樹種を選定するとともに、吹上御苑、北の丸公園の緑との連続的なつながりに配慮する。

記載欄

上記以外で特に景観に配慮した事項

--

（B区域）

<p>当該行為における景観形成に関する考え方</p>	
<p>記載欄</p>	
<p>(1) 歴史・文化を生かし首都の風格を際立たせる (2) 皇居の緑や水辺と調和した眺望景観を保全する (3) 国の中枢を形創る (4) 優れたデザインで首都の顔づくりに貢献する (5) 場所ごとの街並みの連続性、一体性を充実させる</p>	
<p>記載欄</p>	<p>圧迫感を軽減するような配置、形態への配慮とともに、著しく突出した高さの建築物を避けるなど、水と緑と調和した空間とする。</p>
<p>記載欄</p>	<p>周辺に歴史的建造物等がある場合には、これらと調和した配置、高さ、形態に配慮する。</p>
<p>記載欄</p>	<p>二重橋交差点周辺の眺望点から伏見櫓方面の眺望を阻害しないようにする。</p>
<p>記載欄</p>	<p>特に風格ある景観を望むことができる眺望点及び特に配慮すべき外濠景観を望むことができる眺望点（図表3 - 18、図表3 - 19）からの見え方については、建築物の高さ、配置、形態、色彩等に関し、特段の配慮をする。</p>
<p>記載欄</p>	<p>首都の風格にふさわしい質の高い建築物・外構のデザインに配慮する。</p>
<p>記載欄</p>	<p>建築物等の3階を超える部分又は地盤面からの高さが10m以上の部分に設置する広告物については、皇居周辺の落ち着いた景観を阻害しないよう、特段の配慮をする。</p>

上記以外で特に景観に配慮した事項

Empty box for additional landscape considerations
